

## 【表紙】

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書  
**【提出先】** 関東財務局長  
**【提出日】** 平成30年12月17日  
**【発行者名】** S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
 カンパニー・エス・エイ  
 (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)  
**【代表者の役職氏名】** 取締役 辰 野 温  
**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番  
 (2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy  
 of Luxembourg)  
**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 大 西 信 治  
**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
 森・濱田松本法律事務所  
**【事務連絡者氏名】** 弁護士 大 西 信 治  
**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
 森・濱田松本法律事務所  
**【電話番号】** 03(6212)8316  
**【届出の対象とした募集(売  
 出)外国投資信託受益証券に係  
 るファンドの名称】** プレミアム・ファンズ  
 - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て  
 承継機能付クラス  
 - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機  
 能付クラス  
 (Premium Funds  
 - Wealth Core Portfolio Conservative Type Class USD Inheritance  
 Unit  
 - Wealth Core Portfolio Growth Type Class USD Inheritance  
 Unit)

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の金  
額】

各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

( ) 当初申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型  
米ドル建て承継機能付クラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型  
米ドル建て承継機能付クラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。

( ) 継続申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型  
米ドル建て承継機能付クラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型  
米ドル建て承継機能付クラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年  
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米  
ドル=107.37円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年4月18日に提出した有価証券届出書（2018年5月16日および2018年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）につきまして、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機能付クラス（Premium Funds - Wealth Core Portfolio Growth Type Class USD Inheritance Unit）の申込みの取扱いが2018年12月7日より停止されたため、これに関する情報等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

下線および傍線の部分は訂正箇所を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第一部 証券情報

（7）申込期間

（ ）継続申込期間

<訂正前>

2018年5月24日（木曜日）から2019年5月31日（金曜日）まで

（注1）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

<訂正後>

2018年5月24日（木曜日）から2019年5月31日（金曜日）まで

（ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機能付クラスについては、2018年12月7日以降申込みの取扱いは行われていない。）

（注1）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

各サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

2018年6月1日以降、コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付受益証券およびグロ - ス型 - 米ドル建て承継機能付受益証券間でのスイッチングを行うことができる。(注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。)

マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資するサブ・ファンドは、ラップ型ファンドと呼ばれる投資信託としての特徴を兼ね備えたファンドである。

- ・ラップ型ファンドとは、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資分配を行う「ラップ口座」のメリットを、より手軽に享受できるように設計された投資信託である。投資家の運用目的に応じた選択が可能であること、ベンチマーク運用でも固定分配でもなく市場環境に合わせて投資運用会社が機動的に資産配分を変更することを特徴とした投資信託を指す。
- ・サブ・ファンドは、マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資する。投資先ファンドは、市場環境に応じて機動的に資産配分を変更する。このため、サブ・ファンドの投資者は、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資分配を行う「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができる。
- ・サブ・ファンドには、コンサバティブ型投資先ファンドに投資するコンサバティブ型とグロース型投資先ファンドに投資するグロース型とがあり、投資者はその投資目的に応じてサブ・ファンドを選択することができる。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、サブ・ファンドの投資者が「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができない場合がある。

投資先ファンドの概要については、別紙Bを参照されたい。各サブ・ファンドへの投資を検討する者は、投資を行う前に、本書（別紙Bを含む。）のみならず投資先ファンドの英文目論見書についても精査すべきである。

## サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ウェルスピールダール・マルチ・アセット・コンサバティブ/グロース・ポートフォリオ)への投資を通じて行う。

各投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサバティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。
- グロース型投資先ファンドは、株式に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

1

### 先進的なマルチ・アセット運用

世界中の様々な投資資産および戦略に分散投資を行い、市場環境などの変化に応じた時間軸の異なる投資見通しに基づく機動的かつ柔軟な調整を行う。

2

### 分散によるリスク低減効果

多様な収益源泉を取り入れ、分散をはかることで、リスクの低減が期待できる。

3

### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの総合力を活かした運用

ゴールドマン・サックス・グループのノウハウと世界を結ぶグローバル・ネットワークを活用し、約20年にわたりグローバルの機関投資家に革新的なサービスを提供してきたマルチ・アセット専門のチームが運用を行う。

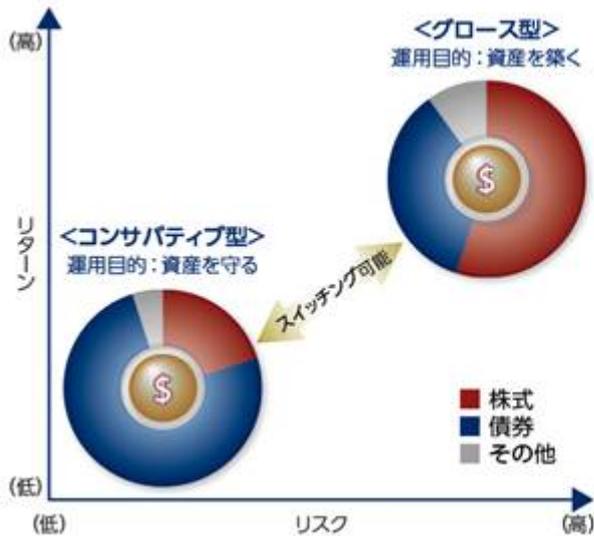
#### 2つの受益証券から選択可能

リスク水準の異なる米ドル建ての2つの受益証券をご用意

- コンサバティブ型-米ドル建て承継機能付受益証券
- グロース型-米ドル建て承継機能付受益証券

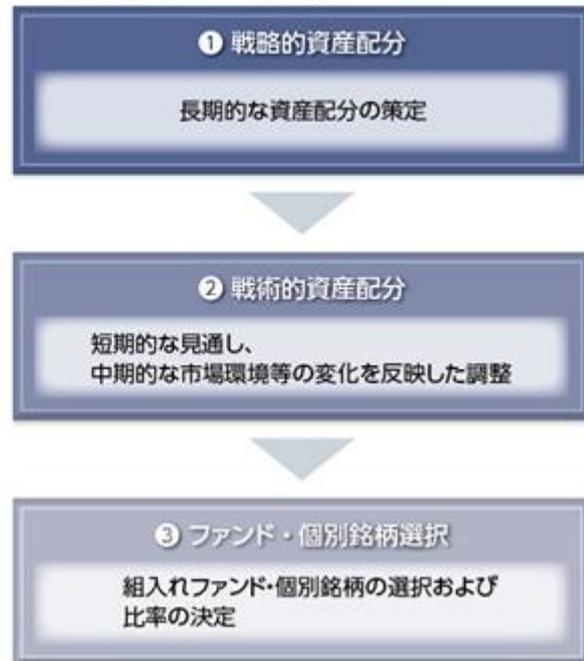
承継機能付受益証券には、販売取扱会社が別途定める諸条件を満たす場合、対象となる投資信託に相続発生時の承継機能を付加することができる。ここでいう承継機能とは、一般的な相続手続きである遺産分割協議等の手続きを行う前に、対象の投資信託を指定された受取人へ移管することを指す。

## &lt;リスク・リターンとポートフォリオのイメージ&gt;



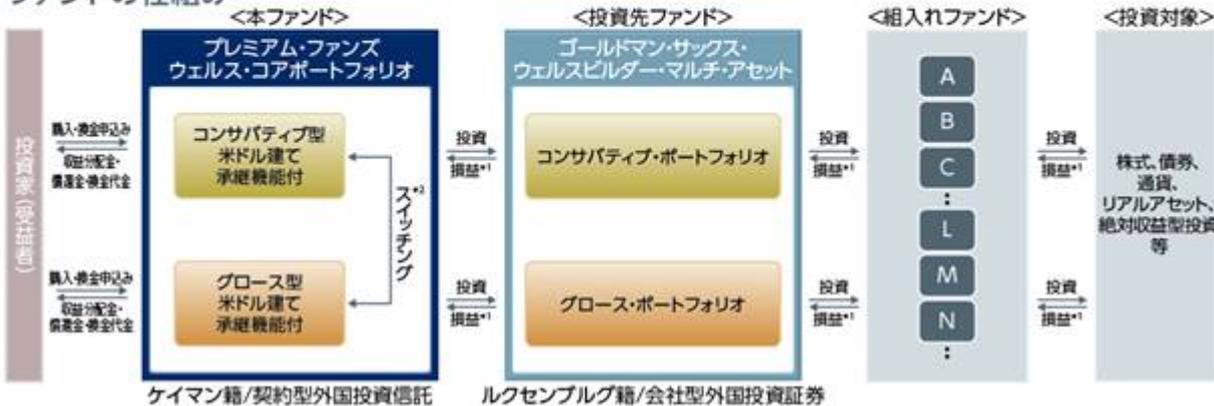
上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を示唆または保証するものではない。本戦略がその目的を達成できる保証はない。

## ● 投資先ファンドの運用プロセス



市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合がある。  
上記運用プロセスがその目的を達成する保証はない。また、上記の運用プロセスは変更される場合がある。

## ファンドの仕組み



\* 1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

\* 2 コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付、グロース型 - 米ドル建て承継機能付の間でスイッチングを行うことができる。コンサバティブ型・グロース型間の米ドル建て承継機能付クラス間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。

\* 3 なお、スイッチングについては、後記「第2 管理及び運営 3 スイッチング手続等」を参照されたい。

(後略)

<訂正後>

（前略）

各サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資するサブ・ファンドは、ラップ型ファンドと呼ばれる投資信託としての特徴を兼ね備えたファンドである。

- ・ラップ型ファンドとは、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」のメリットを、より手軽に享受できるように設計された投資信託である。投資家の運用目的に応じた選択が可能であること、ベンチマーク運用でも固定配分でもなく市場環境に合わせて投資運用会社が機動的に資産配分を変更することを特徴とした投資信託を指す。
- ・サブ・ファンドは、マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資する。投資先ファンドは、市場環境に応じて機動的に資産配分を変更する。このため、サブ・ファンドの投資者は、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができる。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、サブ・ファンドの投資者が「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができない場合がある。

投資先ファンドの概要については、別紙Bを参照されたい。各サブ・ファンドへの投資を検討する者は、投資を行う前に、本書（別紙Bを含む。）のみならず投資先ファンドの英文目論見書についても精査すべきである。

## サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ)への投資を通じて行う。

投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサバティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

### 1

#### 先進的なマルチ・アセット運用

世界中の様々な投資資産および戦略に分散投資を行い、市場環境などの変化に応じた時間軸の異なる投資見通しに基づく機動的かつ柔軟な調整を行う。

### 2

#### 分散によるリスク低減効果

多様な収益源泉を取り入れ、分散をはかることで、リスクの低減が期待できる。

### 3

#### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの総合力を活かした運用

ゴールドマン・サックス・グループのノウハウと世界を結ぶグローバル・ネットワークを活用し、約20年にわたりグローバルの機関投資家に革新的なサービスを提供してきたマルチ・アセット専門のチームが運用を行う。

承継機能付受益証券には、販売取扱会社が別途定める諸条件を満たす場合、対象となる投資信託に相続発生時の承継機能を付加することができる。ここでいう承継機能とは、一般的な相続手続きである遺産分割協議等の手続きを行う前に、対象の投資信託を指定された受取人へ移管することを指す。

(後略)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

#### (1) 海外における販売

##### 受益証券の追加発行

<訂正前>

(前略)

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。

<訂正後>

(前略)

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。

なお、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機能付クラスについては、2018年12月7日以降、受益証券の購入申込みはできない。

#### (2) 日本における販売

<訂正前>

日本の投資者は日本における営業日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

(中略)

サブ・ファンドの最低取得申込金額は、販売会社または販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低取得申込金額である。

(後略)

<訂正後>

日本の投資者は日本における営業日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

(中略)

サブ・ファンドの最低取得申込金額は、販売会社または販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低取得申込金額である。

ただし、2018年12月7日以降、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機能付クラスの申込みの取扱いは行われていない。

(後略)

### 3 スイッチング手続等

<訂正前>

#### (1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証券補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付クラスに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、2018年6月1日以降、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の米ドル建て承継機能付クラス受益証券の全部または一部を、スイッチング先サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付クラス受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを一括して行う取引として処理される。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV1 \times C}{NAV2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談するべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

米ドル建て承継機能付受益証券のスイッチングは、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型間でのみ行うことができる。

## （2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がある保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

（注）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

2018年6月1日以降、コンサバティブ型およびグロース型の米ドル建て承継機能付受益証券間でのスイッチングを行うことができる。

前記「(1) 海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

<訂正後>

コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付受益証券は、スイッチングを行うことができない。

### 第三部 特別情報

#### 第4 その他

<訂正前>

（前略）

- （5）交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- （6）受益証券の券面は、発行されない。

<訂正後>

（前略）

- （5）交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- （6）請求目論見書の表紙に、以下の事項を記載する。

「この請求目論見書には、ファンドのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ グロース型 - 米ドル建て承継機能付受益証券の情報も記載されていますが、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 - 米ドル建て承継機能付受益証券については、2018年12月7日以降申込み、およびコンサバティブ型米ドル建て承継機能付受益証券からのスイッチングの取扱いは行われていません。」

- （7）受益証券の券面は、発行されない。